

「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見

①氏名	嶋津暉之	
②住所	(都道府県名) 埼玉県 (市区町村名) 三郷市	
③電話番号又はメールアドレス	tshimazu@sa2.so-net.ne.jp	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	
意見該当箇所		
章	頁	⑤ご意見 (意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
検討報告書(素案)全体に対して		(1) 大谷川からの分水中止で、思川開発は水収支が成り立たなくなり、南摩ダムの貯水量が頻繁に底をつくことが国交省の水運用計算結果として示されている。思川開発事業はこのような虚構の利水計画でつくられている。 (2) 南摩川は小川のように小さな川である。南摩ダムは流域面積が非常に小さいので、思川や利根川の治水に寄与するはずがなく、その治水効果は微々たるものである。 (3) 利根川流域6都県の水道用水は減少の一途を辿っていて、水余りがますます顕著になってきているので、思川開発等による新規の水源開発の必要性は皆無となっている。 (4) 思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことはほとんどなく、安定水利権と変わらないのであるから、水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能である。 (5) 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」の二つの目的は緊急的な必要性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤である。 (6) 思川開発と並行して進められている栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額な費用負担とまずい水道水の飲用を強制するものとなる。 (7) 今回の検証は、思川開発についてはすでに支出した事業費を除く残事業費を事業費とし、それと実現性の稀薄な代替案の全事業費との比較を行うものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に思川開発が最良案として選択されるようになっている。 (8) 思川開発の四目的、洪水調節、新規利水の開発、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急補給は、いずれも必要性、緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることはない。 (9) 必要性がまったくなく、市民に高額な費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は直ちに中止すべきである。 詳細は別紙の1～9ページに述べるとおりである。

思川開発検証報告素案への意見の別紙

(1) 大谷川からの分水中止で頻繁に貯水量が底をつく南摩ダム、国交省の計算でも水収支が成り立たない虚構の利水計画

南摩川は流域面積が非常に小さく（12 km²）、小川のような川であるので、ダムを造っても水が貯まらない。思川開発の現計画では黒川と大芦川から導水することになっているが、かつての思川開発計画では日光から流れ出る大谷川からも導水して南摩ダムに貯水することになっていた。この大谷川からの取水計画に対して 旧・今市市に思川開発大谷川取水反対期成同盟が結成され、今市市あげての絶対反対の運動が展開された。その結果、2002 年に思川開発計画が変更され、**図 1** のとおり、大谷川からの導水計画は中止になった。

黒川と大芦川からのみ導水することになったことにより、南摩ダムの総貯水容量は半減され（1 億 100 万 m³ から 5100 万 m³ へ）、開発水量が半分以下になった（都市用水 7.1 m³/秒（最大）、かんがい用水 1.5 m³/秒（かんがい期平均）から都市用水 2.984 m³/秒（最大）へ）。

しかし、大谷川からの導水は思川開発計画の根幹をなすものであったから、その導水中止で、南摩ダムの貯水池運用はきわめてきびしいものになった。

国交省は 1955 年～1984 年の 30 年間の流量データを用いて南摩ダムの運用計算を行っている。それを見ると**図**

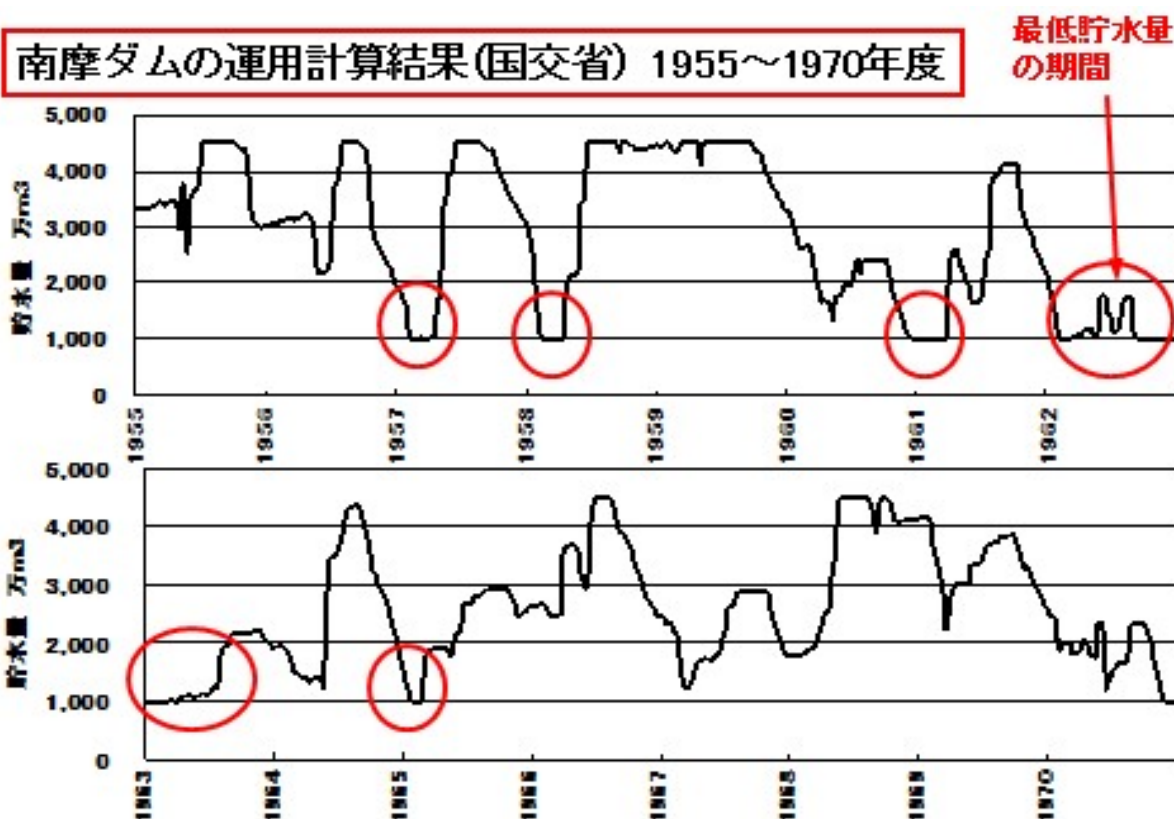


2、図 3 のとおり、30 年間のうち、延べ 12 年は最低貯水量になる期間があつて、その期間が 7 ヶ月におよぶ年もある（1962～63 年）。

このように、南摩ダムをまともに運用すれば、貯水量が底をつくような事態が頻繁に訪れることを国交省の計算結果が示している。

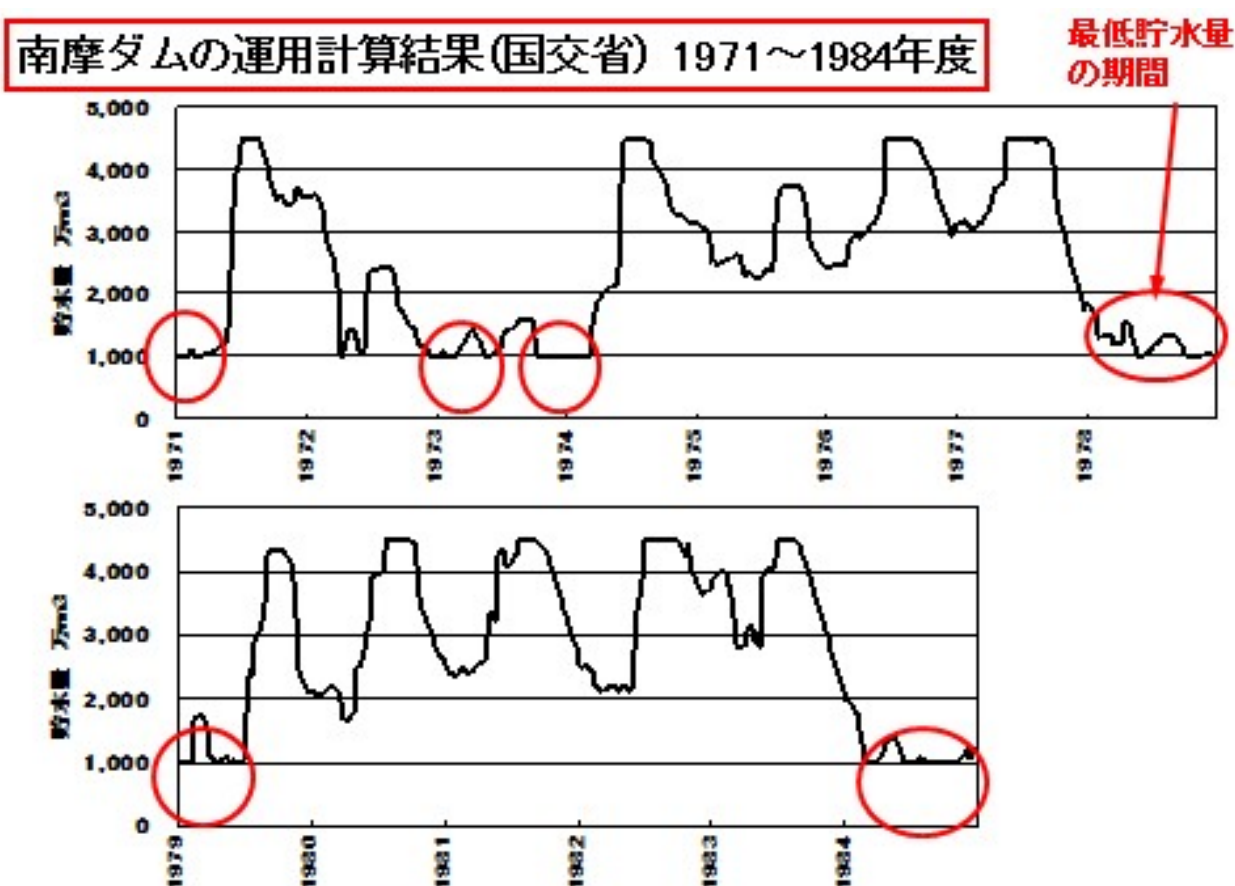
思川開発の利水計画、すなわち、南摩ダムからの補給によって 2.984 m³/秒の水道用水を新規に開発し、渇水時に大芦川・黒川・思川・利根川の流量を維持するという利水計画は現実には成立しない虚構の計画なのである。このような虚構の利水計画でつくられた思川開発事業を推進してはならない。

図 2



〔注〕最低貯水量を1,000万㎡(異常渇水時緊急補給容量)とした場合の計算

図 3



〔注〕最低貯水量を1,000万㎡(異常渇水時緊急補給容量)とした場合の計算

（２）南摩ダムの流域面積は非常に小さいので、その治水効果は微々たるもの

南摩川は小川のような川であるから、そこに南摩ダムをつくっても思川や利根川の治水に寄与するはずがない。流域面積で比較すると、次のとおりである。

南摩ダム予定地 12.4 km²

思川・乙女地点 760 km²

利根川・栗橋地点 8,588 km²

南摩ダム予定地の流域面積の比率は思川・乙女地点に対して1.6%、利根川・栗橋地点に対して0.14%であり、このごく小さな比率から見て、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの効果は微々たるものである。

国交省の思川治水計画でも南摩ダムの治水効果は次のとおり、わずか60 m³/秒、計画流量の1.6%のピークカットである。流量観測の誤差範囲でしかなく、微々たるものである。

国交省の思川治水計画

思川・乙女地点

河道整備の計画流量 3,700 m³/秒

南摩ダムなしの流量 3,760 m³/秒

さらに、利根川に対しては思川最下流部に巨大な渡良瀬遊水地（洪水調節容量約1億7000万m³）があって、その洪水調節作用が働くので、南摩ダムの治水効果はゼロである。

なお、2015年9月の関東東北豪雨では、思川流域の各地で観測史上最大の雨量を記録した。思川下流の乙女地点の観測水位は計画高水位を1.2mも超えた。しかし、この水位異常上昇の原因は図4のとおり、思川下流部の河床の高水敷が2mも高くなっていることにある。

図4 思川・乙女より1.6km下流地点の河道断面図(2002年測量)

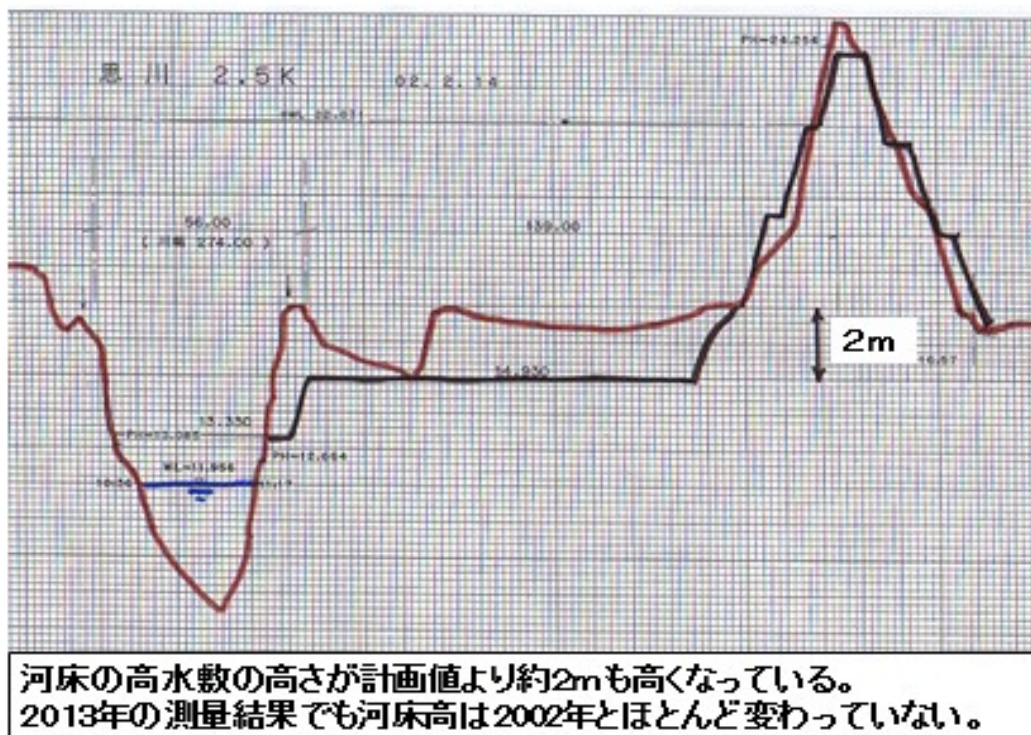


図 5

利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量
実績と国の予測

思川の河川管理者である国交省及び栃木県が河床掘削を怠ってきたことが水位の異常上昇を引き起こしたのであって、河床を計画通りに掘削すれば、2015年9月洪水規模の洪水が来ても、計画高水位以下のレベルで流下させることが十分に可能である。

昨年9月の鬼怒川の堤防決壊は、国交省が不要不急の湯西川ダムの建設ばかりに力を入れ、流下能力が著しく低く、氾濫の危険性がある鬼怒川下流部の河道整備をないがしろにしてきたことによって引き起こされたものである。

鬼怒川と同様、南摩ダムに巨額の河川予算を投じることが、今直ちに必要とされている河道整備をなおざりにする要因になっている。思川においてはわずかな治水効果しかない南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し、今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべきである。

(3) 利根川流域6都県の水道用水は減少の一途を辿っており、新規の水源開発の必要性は皆無

利根川流域6都県（茨城・東京・千葉・埼玉・群馬・栃木）の上水道の一日最大給水量は図5のとおり、1990年代に入ってからほぼ減少の一途を辿るようになり、1992年度から2013年度までの21年間に232万 m^3 /日も減った。この減少量は思川開発事業の開発水量約26万 m^3 /日の9倍にもなる。ところが、国交省は同図のとおり、第5次利根川荒川フルプラン（水資源開発

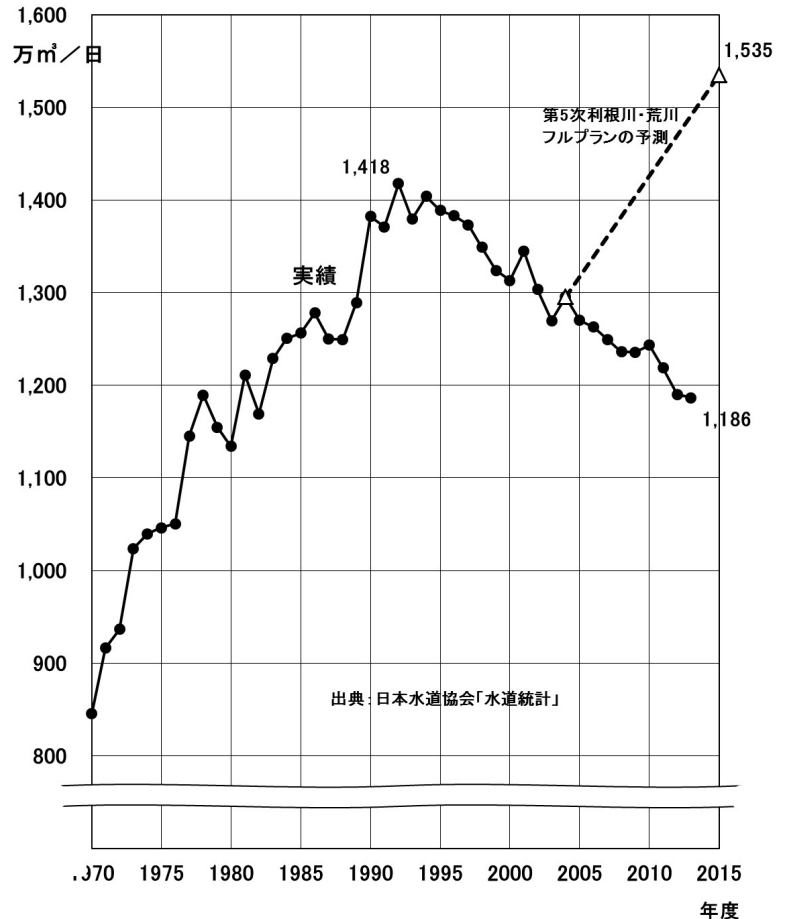
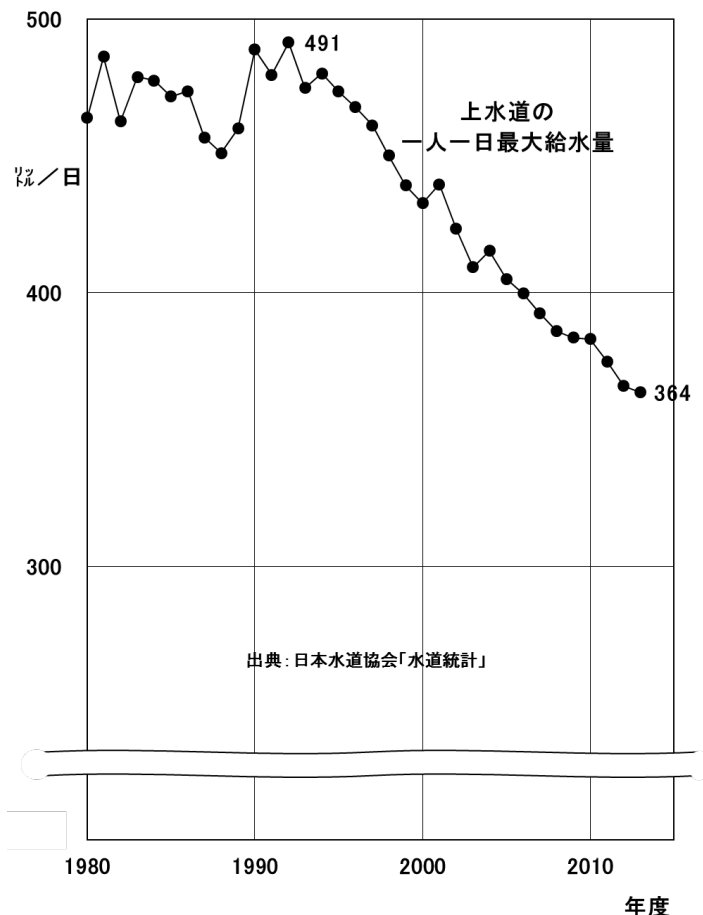


図 6

利根川流域6都県の一入あたり水道用水の推移



基本計画)で水道用水は実績の傾向とは逆方向に急速に増加し続けるという架空予測を行っている。

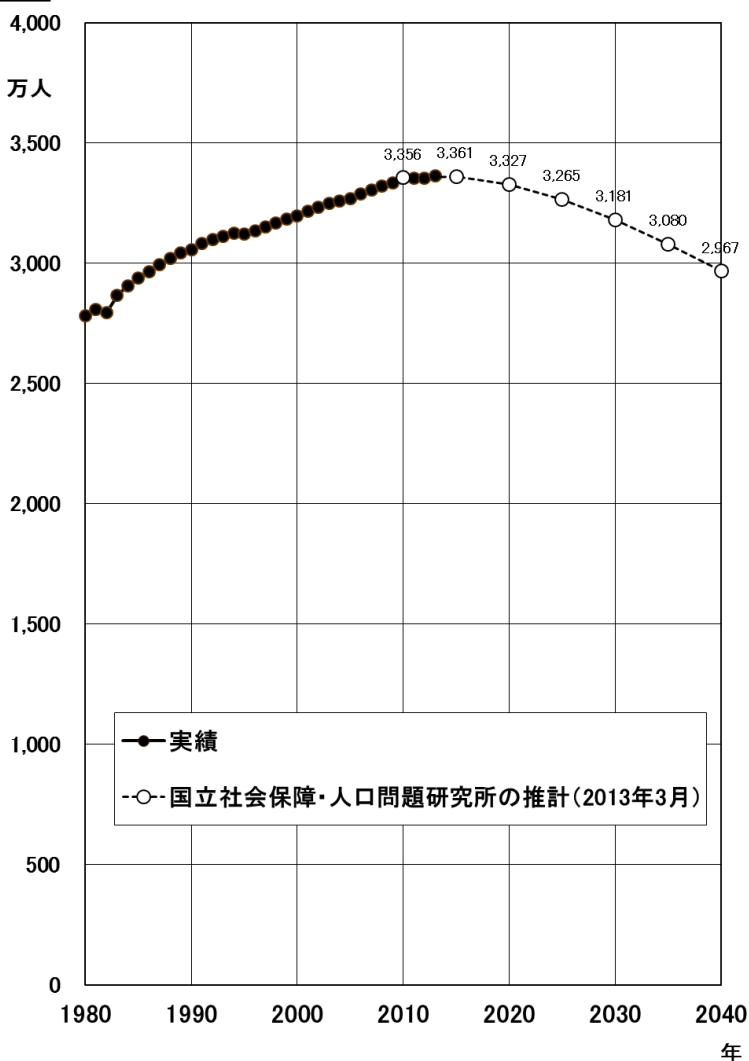
6都県の水道用水が最近約20年間、減少の一途を辿ってきたのは、一人当たり給水量が年々減ってきたことにある。図6のとおり、1992年度の491リットル/日から2013年度の364リットル/日へと、26%も減っている。一人一日最大給水量の減少要因は、①節水型機器の普及等による節水の進行、②漏水防止対策による漏水の減少、③一年を通しての生活様式の平準化による給水量の変動幅の縮小である。今後も節水型機器の開発と普及が進んでいくので、一人一日最大給水量の減少傾向が続く。

一方、人口については6都県全体としてはわずかに増加傾向にあるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、図7のとおり、2015年以降は減少傾向に変わる。このように、今後は一人当たり水量だけではなく、人口も減少傾向に向かうから、水道用水の需要が縮小の一途を辿っていくことは確実である。

以上述べたように利根川流域は今後は水需要が一層縮小し、水余りがますます顕著になる時代になっていくから、思川開発や八ッ場ダムといった新規の水源地開発は今や無用のものになっている。

図7

利根川流域6都県の人口の実績と将来推計



(4) 思川開発の暫定水利権は水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能

思川開発の開発水量 2.984 m³/秒のうち、0.901 m³/秒は表1のとおり、暫定水利権として一部の利水参画者がすでに使用している。その中の最大は古河市の0.465 m³/秒である。これらの暫定水利権は思川開発なしでは安定した取水が困難であるかという点、決してそうではない。古河市について見ると、1974年から使い続けていて長年の取水実績があり、取水に支障をきたすことはほとんどなく、安定水利権と変わらない。

古河市等の暫定水利権は思川開発がなくても、実際に取水が可能であるが、しかし、ダム事業者であり、水利権許可権者でもある国交省は、思川開発を推進するため、利水者に

対してダムを前提とした暫定水利権しか許可せず、ダム事業への参画を強制している。

すなわち、水利権の許可権がダム事業の推進の手段として使われているのであって、現在の水利権許可制度を合理的・民主的なものに改めれば、暫定水利権の問題は解消されるのである。

表1 思川開発事業の開発水量		
		(単位 m ³ /秒)
利水者	開発水量	暫定水利権 (平成25年度)
栃木県	0.403	0
鹿沼市	0.200	0
小山市	0.219	0.114
古河市	0.586	0.465
五霞町	0.100	0.044
埼玉県	1.163	0.278
北千葉広域水道企業団	0.313	0
合計	2.984	0.901
〔注〕埼玉県は冬水のための供給(夏水の水源は利根中央用水)		

(5) 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」はダムの規模を大きくするための増量剤

思川開発には「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」という渇水時の補給という目的がある。これら二目的の貯水容量は2,825万m³で、有効貯水容量5,000万m³の56%も占めている。しかし、これらの目的は緊急的な必要性がなく、いわば、ダムの規模を大きくするための増量剤として加えられたものである。

利根川水系では上述のように水需要の規模縮小で水余りが進行してきたこともあって、渇水が起こりにくくなってきている。2000年代に入ってから渇水は、2001年、2013年、2014年にあったが、いずれも初期段階である取水制限が短期間行われただけであって、給水制限は行われていない。節水への協力呼びかけだけであるから、生活への影響は皆無であったといつてよい。

雨の降り方は変動があり、自然現象であるから、渇水が時折来るとは避けられないが、水余りの状況が顕著になってきたことで、渇水の影響がより小さくなってきた。このような時代において「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急水の補給」という緊急的な必要性が稀薄な目的のために巨額の費用を要するダムを建設すべきではない。

(6) 栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額な費用負担とまずい水道水の飲用を強制する

栃木県が思川開発事業に参画するために巨額の費用を要し、地下水を切り捨てる県南水道用水供給事業の計画を推進している。

栃木県は思川開発の水源0.403m³/秒を得ることになっているが、その水源を使う水道事業計画がない。そこで、栃木県は、思川開発への参画の理由をつくるため、2013年度に「県

南広域的水道整備事業検討部会」を設置して、県南水道用水供給事業の具体化の検討を進めてきている。

その給水対象は県南地域の栃木市、下野市、壬生町で、これらの市町は水道水源の100%を地下水に依存している。県の計画では3市町水道の地下水依存率を40%まで引き下げることになっている。

しかし、県南地域の地盤沈下は15年前から沈静化してきており、また、同地域の水道水源井戸は非常に清浄で、地下水汚染の心配もないので、地下水依存率を下げなければならない理由は皆無である。栃木県が思川開発事業に参画する理由をつくるために、3市町の水道水源を地下水から表流水に転換しようというのである。

もし水道水源を地下水から表流水に切り替えれば、水道水の味が大幅に低下することは必至である。

それだけではない。**表2**に示すように栃木市、下野市、壬生町は巨額の費用負担を強制されることになる。思川開発と県南広域的水道整備事業およびその維持管理費の合計負担額は起債の利息を除いて、327億円にもなる。

負担額が最も大きいのは栃木市で、上記三つの合計負担額は起債の利息を除いて、194億円にもなる。市民1世帯当たり31万円(栃木市の2016年3月末の世帯数 63,352世帯)で、市民はきわめて多額の費用負担を背負うことになる。

このように栃木県の県南水道用水供給事業は栃木市民等に高額な費用負担とまずい水道水の飲用を強制するものとなる。

表2

県南広域的水道整備事業経費試算

	水 量			水源開発費 36億円	施設建設費 (浄水場、管路) 207億円	維持管理費 (20年間) 84億円	計 億円
	m3/日	m3/s	割合(%)	②	③	④	
			①	36*①/100	207*①/100	84*①/100	②+③+④
栃木市	18,424	0.213	52.8	19.0	109.3	44.3	172.6
下野市	8,785	0.101	25.2	9.1	52.2	21.2	82.5
壬生町	5,425	0.063	15.5	5.6	32.1	13.0	50.7
野木町	---	---	---	---	---	---	---
岩舟町	2,275	0.026	6.5	2.3	13.4	5.5	21.2
合 計	34,909	0.403	100	36.0	207.0	84.0	327.0

栃木県「平成25年度 県南広域的水道整備事業検討部会(第2回)(2013年11月5日)」

（７）ダム検証のあり方に根本的な誤りがあり、公正な検証ではない

2010 年度から全国の 84 ダム事業の検証が進められてきているが、このダム検証は公正な検証ではなく、ダム推進のお墨付きを得るためのセレモニーと化している。

基本的に次の五つの問題がある。

- i ダムの事業者である地方整備局、道府県みずからが検証作業を担い、第三者による検証ではない。
- ii ダム推進を強く主張する「関係地方公共団体からなる検討の場」の意見を聴きながら、検証作業を進める。
- iii ダム事業の見直しを求める市民は形だけのパブリックコメントや公聴会で意見を出すだけであって、検証作業から排除される。
- iv ダム事業の前提となっている計画や予測の見直しを一切しないで、ダム案と非現実的な代替案との費用比較を行うだけである。
- v ダム案の費用はすでに支出した事業を除く残事業費とし、代替案の全事業費との比較を行うので、ダム案が圧倒的に有利になる枠組みでの比較となり、自動的にダム案が選択されるようになっている。

今までに全国で 72 ダム事業（直轄ダム、水資源機構ダム、補助ダム）について検証が行われ、48 事業が推進、24 事業が中止の結果になっているが、中止ダムのほとんどはダム事業者の意向によって中止になったものであり、適切なダム検証が行われたことによるものではない。注目されているダムはほとんど全部が、「推進が妥当」という検証結果になっている。

思川開発事業についても同様に形だけの検証が進行中である。検証報告素案の内容を目的別にみると、次のとおりである。

① 新規利水の開発

コストが最も低い代替案は、実現性ゼロのダム再開発（湯西川ダムと下久保ダムの嵩上げ）＋地下水取水で、事業費が約 970 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「新規利水」の負担額は 252 億円であるから、思川開発は代替案に対して圧倒的に有利である。

② 流水の正常な機能の維持（黒川、大芦川、思川、利根川の利水基準点で正常流量を確保）

コストが最も低い代替案はダム再開発（湯西川ダムと下久保ダムの嵩上げ）で事業費が約 1010 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「流水の正常な機能の維持」の負担額は 432 億円であるから、思川開発は代替案に対して圧倒的に有利である。

③ 異常渇水時の緊急補給（利根川の異常渇水時に緊急水を補給）

コストが最も低い代替案はダム再開発（下久保ダムの嵩上げ）で事業費が約 320 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「異常渇水時の緊急補給」の負担額は 237 億円であるから、①、②ほどではないが、思川開発は代替案に対してかなり有利である。

④ 洪水調節

コストが最も低い代替案は思川上流遊水地の新設＋河道掘削の増で、事業費が約 110 億円、一方、思川開発の残事業費のうち、「洪水調節」の負担額は 120 億円で、④に関しては

思川開発の方が少し割高になっている。これは（２）で述べたように思川開発の洪水調節の効果があまりにも小さいことによるものである。

しかし、他の三目的だけのダムをつくると、次のとおり、合計事業費が割高になるので、④も思川開発を選択することが有利との結論になっている。

- ・ 思川開発 4 目的の残事業費 1040 億円
- ・ 「思川開発の 3 目的だけのダムを造った場合の残事業費」1050 億円＋「思川上流遊水地の新設等」110 億円＝1160 億円

このように、検証報告素案で行った検証とは、思川開発についてはすでに支出した事業を除く残事業費を事業費とし、それと実現性の稀薄な代替案の全事業費を比較するものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に思川開発が最良案として選択されるようになっている。結論が最初から決まっている茶番の検証劇でしかないのである。

（８）総括

（２）～（５）で述べたように、「洪水調節」、「新規利水の開発」、「流水の正常な機能の維持」、「異常渇水時の緊急補給」の目的はいずれも必要性、緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることではない。しかも、（１）で述べたように大谷川からの分水中止で、南摩ダムが頻繁に貯水量が底をつき、思川開発は水収支が成り立たないことが国交省の水運用計算の結果として示されている。このような虚構の利水計画でつくられた思川開発事業は推進してはならない。

さらに、（６）で述べたように思川開発と並行して進められる栃木県南水道用水供給事業で栃木市民等は高額な費用負担とまずい水道水の飲用を強制される。また、（２）で述べたように南摩ダムに巨額の河川予算を投じることが、今直ちに必要とされている思川の河床掘削等の河道整備をなおざりにする要因にもなっている。

また、南摩ダムの予定地は、クマタカなど、国内希少野生動植物種が生息・生育するかけがえのないところであり、ダム建設がそれらの生息・生育に深刻な影響を与えることも強く危惧されている。

以上のとおり、必要性がまったくなく、市民に高額な費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は直ちに中止すべきである。